○財務省令第三十号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第四条第五項の規定に基づき、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和三十八年大蔵省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（国債の名称及び額面金額） **第一条**　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号。以下「法」という。）第四条第二項の規定により発行する国債の名称は、第三十回特別給付金国庫債券（以下「国債」という。）とし、額面金額は、百十万円とする。	（国債の名称及び額面金額） **第一条**　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号。以下「法」という。）第四条第二項の規定により発行する国債の名称及び額面金額は、次の表の各号の上欄に掲げる規定に係るものにつき、それぞれ当該各号の中欄に掲げる名称及び当該各号の下欄に掲げる額とする。 規定 / 名称 / 額面金額 一　法第三条第一項 / 特別給付金国庫債券 / 二十万円 二　法第三条第二項 / 第四回特別給付金国庫債券 / 六十万円 三　法第三条第三項 / 第十回特別給付金国庫債券 / 百二十万円 四　法第三条第四項 / 第十七回特別給付金国庫債券 / 百八十万円 五　法第三条第五項 / 第二十二回特別給付金国庫債券 / 二百万円 六　法第三条第六項 / 第二十七回特別給付金国庫債券 / 二百万円
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
（記名） **第三条**　国債には、その裏面に厚生労働大臣又は戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和三十八年政令第百二十五号）第三条の規定により厚生労働大臣の権限に属する事務を行うこととされた者が特別給付金を受ける権利を有する者として裁定した者（以下「受取人」という。）の氏名（第十一条の規定による記名の変更の手続がなされた場合においては、当該変更後の氏名）を記載し、その賦札に「記名」の二字を表示する。	（記名） **第三条**　特別給付金国庫債券、第四回特別給付金国庫債券、第十回特別給付金国庫債券、第十七回特別給付金国庫債券、第二十二回特別給付金国庫債券及び第二十七回特別給付金国庫債券（以下「国債」という。）には、その裏面に厚生労働大臣又は戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和三十八年政令第百二十五号）第三条の規定により厚生労働大臣の権限に属する事務を行うこととされた者が特別給付金を受ける権利を有する者として裁定した者（以下「受取人」という。）の氏名（第十一条の規定による記名の変更の手続がなされた場合においては、当該変更後の氏名）を記載し、その賦札に「記名」の二字を表示する。
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
（償還金の支払） **第五条**　国債の償還金は、発行の日から五年間に均等償還の方法により毎年四月三十日及び十月三十一日に支払うものとする。	（償還金の支払） **第五条**　国債の償還金は、発行の日から十年間に均等償還の方法により毎年四月三十日及び十月三十一日（昭和六十年九月一日を発行日とする国債については毎年二月二十八日及び八月三十一日）に支払うものとする。
2　［略］	2　［同上］